

3部6課の削減と係制を全廃

1月1日から市の組織機構を改正

市では、平成8年2月に策定した第2次行財政改革大綱の基本方針を踏まえ、市役所の組織機構の見直しを進めてきましたが、9月の市議会定例会において狭山市部室設置条例の一部を改正する条例案が可決され、平成11年1月1日付けで組織機構の改革を実施することになりました。これは、行財政改革の積極的な推進の観点から、行政組織の一層の簡素・効率化を図るとともに、社会経済情勢の変化にも的確に対応し、新たな行政課題や多様な市民ニーズに即応した施策を総合的かつ効果的に展開できるよう、また、地方分権の進展に伴う自治体業務の複雑・高度化にも円滑に対応できるよう、市役所の組織機構について、既存の組織機構の枠にとられない機能重視の組織機構に改め、行政の総合力の向上、より弾力的、機能的な組織運営を推進するための体制を整備することを目的としたものです。今回の組織機構の改革は、市役所始まって以来の大規模なものとなりますので、変更となるセクションの概要と新しい配置図などについてお知らせします。

部の統合

企画財政部と総務部を企画総務部として統合：行政における管理計画部門の集約化を図るため、両部門を統合し、計画行政の推進体制を強化します

都市整備部と下水道部を都市事業部として統合：都市計画事業部門の集約化を図るため、両部門を統合し、区画整理事業や下水道事業などの都市基盤整備の推進体制を強化します
生涯学習部と学校教育部を教育委員会事務局として統合：教育行政部門の集約化を図るため、両部門を統

合し、生涯学習と学校教育の分野を相互に関連づけ、総合的な教育行政の推進体制を強化します

課の新設および統廃合

課の新設

秘書広報課を秘書課と広報課に分離：広報・広聴、市民相談に関する業務は広報課が担当します

生活環境課を新設：生活環境、交通防災に関する業務を担当します

介護保険準備室を新設：介護保険制度の平成12年度の導入に向けた準備を担当します

雨水対策課を新設：雨水対策に関する総合調整、用排水路の維持管理などの業務を担当します

課の統廃合

基地対策室を廃止：企画課に業務を移管します

用地対策室を廃止：契約管理課現管財課に業務を移管します

国際文化課を廃止：市民活動支援課現・市民生活課に業務を移管します

交通防災課を廃止：生活環境課新設に業務を移管します

清掃業務課を廃止：第一環境センター(現・清掃センター)に業務を移

管します

みどりの課を廃止：環境政策課現・環境管理課と公園管理事務所(現・公園施設管理事務所)に業務を移管します

道路建設課と道路維持課を統合：道路課とします

街路課：都市計画課に統合します
水道総務課：水道業務課に統合します

指導課と学務課を統合：学校教育課とします

部・課などの名称変更

部の統合に伴う部名称の変更は前記のとおりですが、このほか市民経済部を市民部に、福祉健康部を福祉部にそれぞれ名称を変更します。

課などの名称を次のとおり改めます

庶務課 総務課 管財課 契約管理課

財課 市民生活課 市民活動支援課

農務課 農政課 環境管理課 環境政策課

清掃総務課 廃棄物対策課

清掃センター 第一環境センター

社会福祉課 福祉課 障害福祉課

障害者福祉課 健康課 健康推進課

公園施設管理事務所 公園管理事務所

総務課 生涯学習部(教育総務課)

育総務課

課の位置づけを変更します

市民税課・収税課・資産税課：企画
財政部から市民部へ移管します

健康推進課（現・健康課）：本庁内
に配置します

保険年金課：福祉健康部から市民
部へ移管します（窓口を市民課の隣
に配置）

公園管理事務所（現・公園施設管理
事務所）：建設部から都市事業部へ
移管します

都市計画課、建築指導課：都市整
備部から建設部へ移管します

下水道管理課、下水道建設課：下
水道部（廃止）から都市事業部へ移管
します

係制の廃止

現行組織において、各種の事務事
業は係を事務処理の単位として進め
られていますが、組織の細分化の解
消、職員の機動的配置の一層の推進
また定員管理の適正化などの観点か
ら、固定化した組織としての係制を
全廃し組織の最小単位を課までとし、
各課ごとに課の業務を処理する便宜
的な集まりとして、職務分担グルー
プ（担当）を編成し、柔軟で機動力の
ある体制を整備します。なお、来年1

月1日の実施時点で各課に編成され
るグループは、以下のとおりです。（グ
ループの編成を要しない所屬を除く）

企画総務部

秘書課（秘書担当） 広報課（広報
担当、市民の声担当） 企画課（企
画行政担当、政策担当、基地対策担
当、住宅協会担当） 財政課（財政担
当） 総務課（庶務統計担当、文書法
規担当、同和对策担当） 職員課（人
事給与担当、研修厚生担当） 電子計
算課（システム担当） 契約管理課（庁
舎管理担当、工事契約担当、物品契約
担当、財産管理担当）

市民部

市民活動支援課（自治振興担当、女
性政策担当、青少年担当、都市交流・
文化担当） 市民課（庶務担当、窓口
担当、戸籍担当） 保険年金課（国民
健康保険担当、国民年金担当） 市民
税課（税制担当、課税担当） 収税課
（管理担当、収税担当） 資産税課（土
地担当、家屋担当） 商工課（商工労
政・観光担当） 農政課（農業振興担
当、土地改良担当）

環境部

環境政策課（環境保全担当） 生活
環境課（交通防災担当、生活環境担当）
廃棄物対策課（廃棄物対策担当）

福祉部

福祉課（福祉総務担当、生活保護担
当、医療費担当） 児童福祉課（児童
保育担当） 高齢者福祉課（いきがい
支援担当、福祉サービス担当） 障害
者福祉課（生活援助担当、福祉サービ
ス担当） 健康推進課（健康推進担当）

建設部

管理課（管理担当、境界調査担当
国土調査担当） 都市計画課（都市計
画担当、市街地整備担当、住居表示担
当、街路担当） 建築指導課（建築審
査担当、開発指導担当） 道路課（用
地計画担当、建設担当、補修担当）
雨水対策課（調整担当、施設担当）
住宅営繕課（営繕担当、市営住宅担当）

都市事業部

下水道管理課（業務担当、排水設備
担当） 下水道建設課（下水道計画担
当、施設整備担当、維持管理担当）
上広瀬土地地区画整理事務所（区画整
理推進担当） 狭山市駅東口土地地区
画整理事務所（区画整理推進担当）
公園管理事務所（施設管理担当、公園
整備・維持担当）

会計課（事務局など）

会計課（審査担当、出納担当） 議
会事務局（庶務担当、議事担当、調査
担当）

水道部

水道業務課（総務担当、料金担当）

給水担当） 水道施設課（施設整備担
当、維持管理担当）

教育委員会

教育総務課（総務担当、施設担当）
学校教育課（指導担当、学務幼稚園
担当、教職員・学校保健担当） 社会
教育課（生涯学習担当、社会教育担当、
文化財担当） 体育課（生涯スポーツ
担当）

消防

消防総務課（総務担当） 予防課（予
防担当） 警防課（警防担当） 消防
署（庶務担当、消防救助第1担当、消
防救助第2担当、消防救助第3担当、
救急第1担当、救急第2担当、救急第
3担当） 通信指令課（通信指令第1
担当、通信指令第2担当、通信指令第
3担当） 富士見分署（消防救急第1
担当、消防救急第2担当、消防救急第
3担当） 広瀬分署（消防救急第1担
当、消防救急第2担当、消防救急第3
担当） 水野分署（消防救急第1担当、
消防救急第2担当、消防救急第3担
当）

業務の担当所管の変更

組織機構の改革に合わせ、以下の
とおり業務の所管を変更します。
女性政策に関する業務 企画課か

ら市民活動支援課(現・市民生活課)
 同和対策に関する業務 企画課から総務課(現・庶務課)へ

組織・職員定数・行財政改革に関する業務 現・庶務課から企画課へ

老人保健・障害者医療費・乳幼児医療費に関する業務 保険年金課から福祉課(現・社会福祉課)へ

道路占用に関する業務 現・道路維持課から管理課へ

下水道施設の維持管理に関する業務 下水道管理課から下水道建設課へ

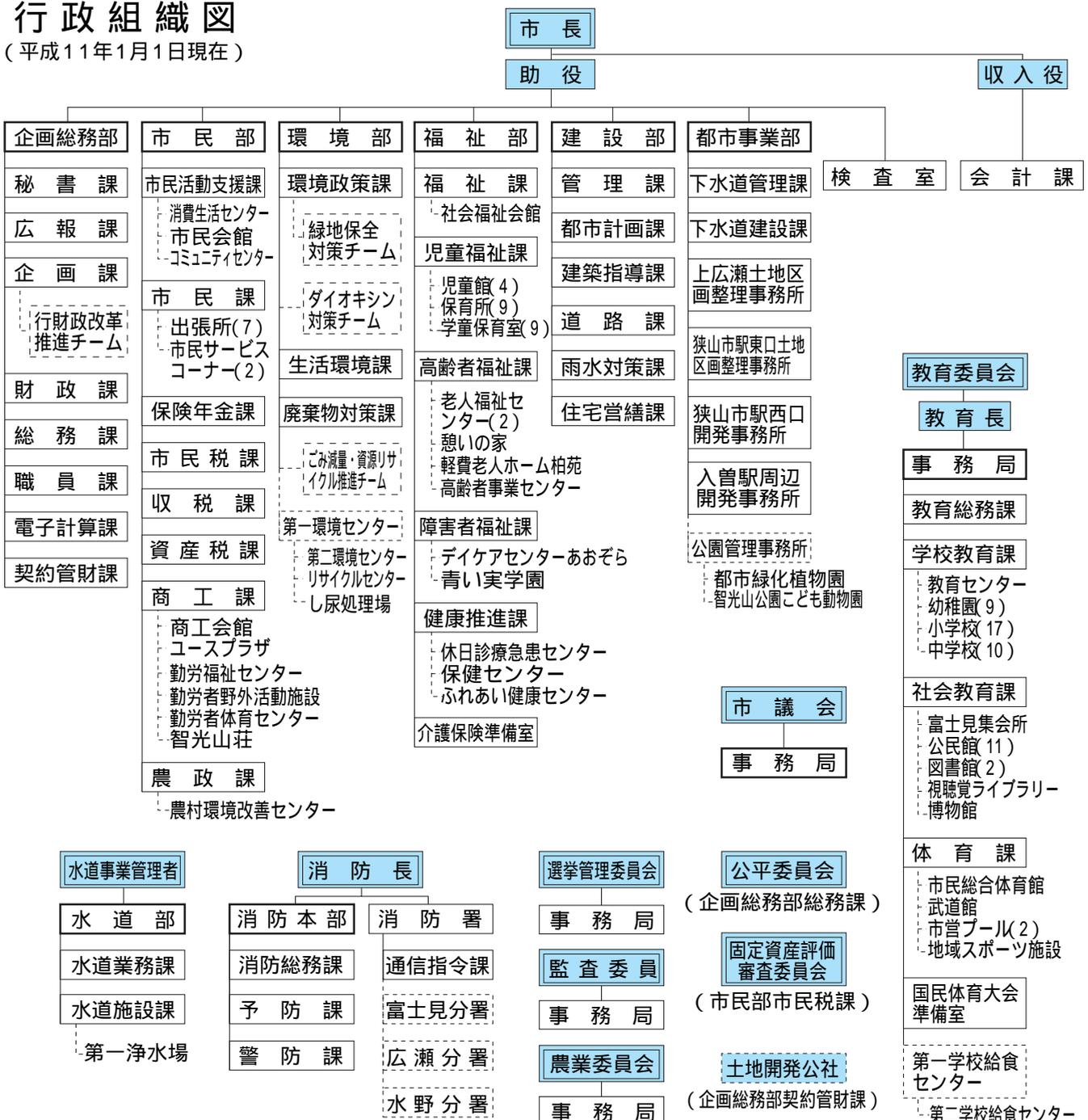
以上が平成11年1月1付けで実施する組織機構改革の内容です。なお、新しい組織図と庁舎内の各課の配置図は、市内各出張所および市役所の総合案内、市民課窓口などに用意してありますので、ご利用ください。

今後とも、市民皆さんの要望にお応えしながら、事務事業の円滑な推進ができるよう、効果的で効率的な組織運営に努めていきますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ庶務課へ内線359

行政組織図

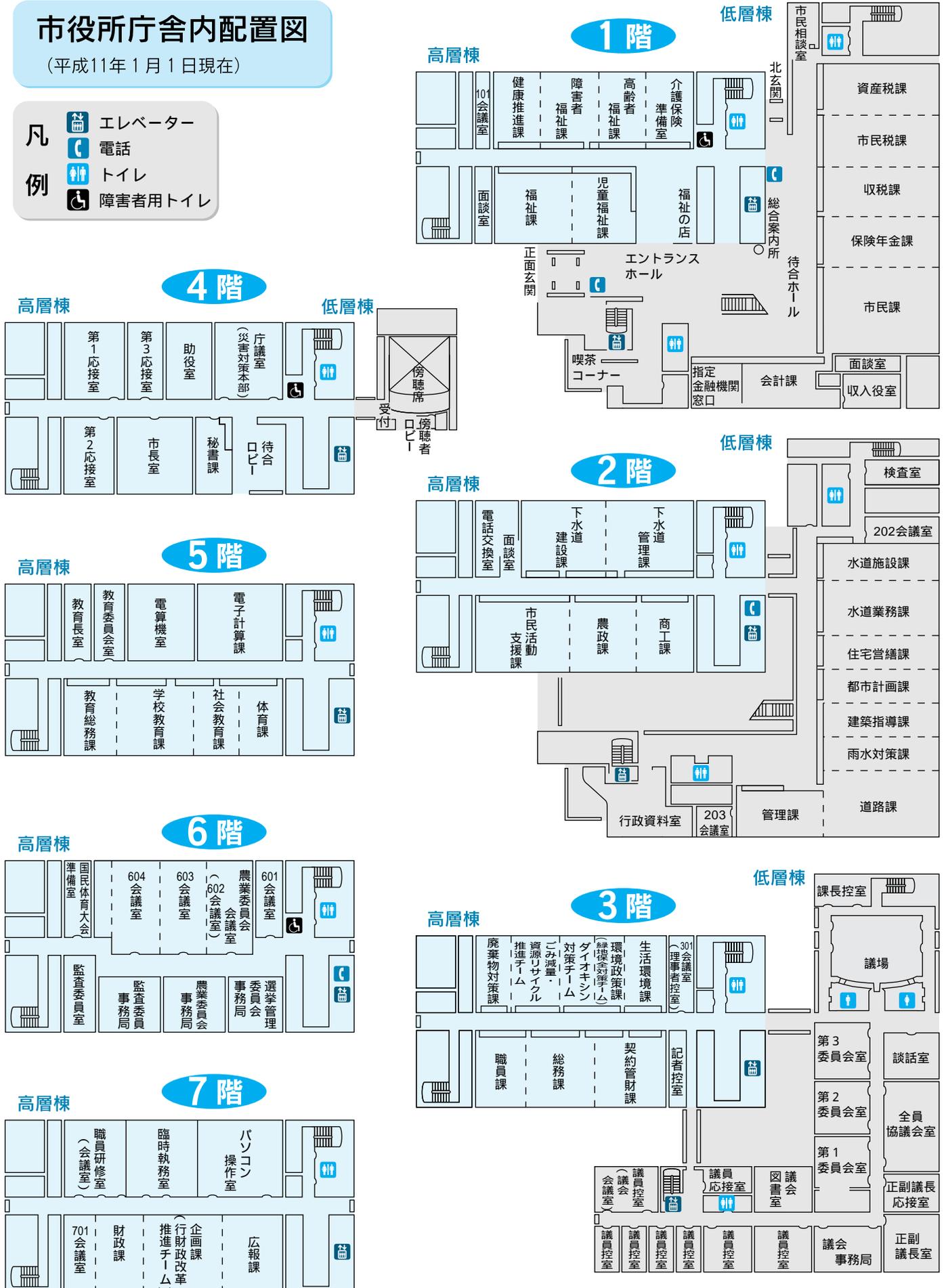
(平成11年1月1日現在)



市役所庁舎内配置図

(平成11年1月1日現在)

- 凡例
-  エレベーター
 -  電話
 -  トイレ
 -  障害者用トイレ



組織改正に伴い、内線番号が3桁から4桁に変更になります